

令和7年度 玉名市利用者負担額（保育料・副食費）について

階層区分			1号認定 満3歳以上	階層区分		2号認定 3歳以上児クラス	3号認定 3歳未満児クラス		
			副食費			副食費	保育料（副食費含む）		
		保育標準時間		保育短時間					
1	生活保護世帯		免除	1	生活保護世帯		市町村民税所得割額 57,700円未満は 免除	0円	0円
2	市町村民税非課税世帯 （所得割非課税世帯を含む）			2	市町村民税非課税世帯			0円	0円
3	市 町 村 民 税 所 得 割 額	77,100円以下		3-1	市町村民税均等割のみ			11,000円	10,800円
			3-2	市 町 村 民 税 所 得 割 額	48,600円未満	14,000円	13,800円		
			4-1		48,600円以上 65,000円未満	19,000円	18,700円		
4-2	65,000円以上 81,000円未満	20,000円	19,700円						
4		211,200円以下	実費負担 ※金額は各施設による		4-3	81,000円以上 97,000円未満	23,000円	22,600円	
					5-1	97,000円以上 133,000円未満	32,000円	31,500円	
					5-2	133,000円以上 169,000円未満	35,000円	34,400円	
5		211,201円以上				6-1	169,000円以上 235,000円未満	36,000円	35,400円
						6-2	235,000円以上 301,000円未満	38,000円	37,400円
				7-1		301,000円以上 349,000円未満	40,000円	39,300円	
				7-2		349,000円以上 397,000円未満	42,000円	41,300円	
				8		397,000円以上	45,000円	44,200円	

- 令和7年4月から令和7年8月分までは、令和6年度市町村民税額にて算定します。
また、令和7年9月から令和8年3月分までは、令和7年度市町村民税額にて算定します。
- 市町村民税所得割額は、調整控除を除く税額控除（住宅借入金特別控除・配当控除・寄付金控除・外国税額控除等）を控除する前の税額で算定します。
- 税資料が未提出である場合や未申告である場合は、最高階層で決定しています。至急、税資料をご提出ください。**
- 年度の途中で、3歳到達したことによる3号認定から2号認定への認定切替の場合は、保育料の変更はありません。
- 上記副食費は、1号認定については小学校3年生までの範囲、2号認定については小学校就学前までの範囲で、最年長の子どもから3人目以降は免除となります。
- 上記保育料は、小学校就学前の範囲で最年長の子どもから2人目は上記金額の半額、3人目以降は0円となります。
- 県による保育料の多子世帯軽減・・・18歳未満の子どもを3人以上扶養している世帯で第3子以降無料となります。
※ただし、1号認定は第5階層、2・3号認定は第7階層および第8階層は適用されません。

保育料の軽減については裏面へ

■保育料の軽減■

年収約360万未満相当の世帯である場合、下記の軽減が適用されます。

【多子世帯における軽減】

※負担額算定基準子ども（者）・・・支給認定保護者と生計を一にする子ども等

- ① 世帯の市町村民税所得割額が57,700円未満である場合、多子軽減の年齢制限を撤廃して負担額算定基準子ども（者）を算定し、多子軽減を行います。
- ② 世帯の市民税所得割額が77,101円未満であって、支給認定保護者または当該保護者と同一の世帯に要保護者等がいる場合は第2子以降0円となります。

【要保護世帯等における軽減】

※ひとり親世帯・在宅障害児（者）のいる世帯・その他（生活保護に定める要保護世帯等）

- ①第3階層・・・4,000円となります。
- ②第4階層（市町村民税所得割額77,101円未満）・・・7,000円となります。

※要保護世帯等において世帯の市町村民税所得割額が57,700円以上77,101円未満である場合、多子軽減の年齢制限撤廃が適用されます。

■保育料の納入方法■ 口座振替 ・ 納付書払い

※幼稚園・認定こども園・小規模保育事業所・家庭的保育事業所・玉名市外の公立保育所をご利用の方は、施設に直接支払いとなりますので、対象外です。

【保育所（市内公立保育所・市内私立保育所・玉名市外私立保育所）を利用】

保育料納入は、原則口座振替となりますので「玉名市口座振替依頼書」を振替先の金融機関にご提出ください。
「玉名市口座振替依頼書」の様式は、玉名市内の金融機関または子育て支援課に備え付けております。
様式内に通帳届出印の押印が必要となりますのでご注意ください。
なお、基本的に「玉名市口座振替依頼書」を提出された翌月分以降から口座振替開始となります。
残高不足などにより口座振替ができなかった場合、再振替はできませんのでご了承ください。

口座振替取扱金融機関	ゆうちょ銀行 ・ 肥後銀行 ・ 熊本銀行 ・ 南日本銀行 ・ 九州労働金庫 熊本第一信用金庫 ・ 熊本中央信用金庫 ・ JAたまな
------------	--

納付書払いでの納付場所は、市役所や金融機関、コンビニエンスストア、スマートフォンアプリになります。
詳細は、納付書裏面をご確認ください。

納期限は、毎月月末（土・日・祝の場合は翌営業日）です。※12月は年末年始の関係で月末ではありません。
令和7年度については、以下のとおりです。

利用月	納期限（口座振替日）	利用月	納期限（口座振替日）
令和7年 4月	令和7年4月30日（水）	令和7年 10月	令和7年10月31日（金）
5月	令和7年6月2日（月）	11月	令和7年12月1日（月）
6月	令和7年6月30日（月）	12月	令和7年12月25日（木）※
7月	令和7年7月31日（木）	令和8年 1月	令和8年2月2日（月）
8月	令和7年9月1日（月）	2月	令和8年3月2日（月）
9月	令和7年9月30日（火）	3月	令和8年3月31日（火）

※納期限までに支払がない場合、納期限から20日以内に督促状を発送します。（督促手数料100円徴収）

【お問い合わせ先】 玉名市役所 子育て支援課 保育係
TEL 0968-75-1120（直通）